一般社団法人ここてらす定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人ここてらすと称する。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を佐賀県三養基郡基山町に置く。

（目的）

第３条　当法人は、シングルマザーや子供たちに食や居場所を提供し、シングルマザーや子供たちの充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（１）コミュニティー運営事業

（２）食の提供

（３）シングルマザー支援事業

（４）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　会　員

（種別）

第５条　この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

（１）正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に運営に参画する個人及び団体

（２）賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助を行う個人及び団体

（入会）

第６条　正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（会費）

第７条　正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退社）

第８条　正会員はいつでも退社することができる。

（除名）

第９条　当法人の正会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は正会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその正会員を除名することが出きる。

（正会員の資格喪失）

第１０条　正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する
（１）退社したとき。
（２）死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
（３）除名されたとき。
（４）総社員の同意があったとき。

第3章　社　員　総　会

（開催）
第１１条　定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。
（招集）
第１２条　社員総会は、代表理事が招集する。
２　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。
（決議の方法）
第１３条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）定款の変更
（３）解散
（４）その他法令で定めた事項
（議決権）
第１４条　正会員は、各1個の議決権を有する。
（議長）
第１５条　社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故がある時は、当該社員総会において議長を選出する。
（議事録）
第１６条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章　役　員

（役員）
第１７条　当法人に次の役員を置く。
（１）理事1名以上5名以内
２　理事のうち1名を代表理事とする。
（２）監事2名以内
（選任）

第１８条　理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。
ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
２　代表理事は、理事の互選によって定める。
３　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）
第１９条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
３　任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
（理事の職務及び権限）
第２０条　理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
２　代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
（監事の職務及び権限）
第２１条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（解任）
第２２条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
（報酬等）
第２３条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章　理事会

（構成）
第２４条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２５条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事の選定及び解職

（４）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）顧問の推薦

（開催）
第２６条　通常理事会は、毎事業年度に1回以上開催する。
２　臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき
（２）代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
（３）代表理事以外の理事から前号の請求があった日から、５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
（４）監事から、第２１条第３項に規定する場合において、必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき
（５）監事から前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

（招集）
第２７条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
３　代表理事は、前条第２項第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
４　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（招集手続）
第２８条　理事会を招集するときは、開催日の７日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）
第２９条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

（決議）

第３０条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
３　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第３１条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）
第３２条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長及び出席した理事１名以上が署名又は記名押印する。

（理事会規則）
第３３条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第５章　基　金

（基金の拠出等）
第３４条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
２　拠出された基金は、当法人が解散するまで変換しない。
３　基金の返還手続きについては、基金の変換を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるとする。

第６章　計　算

（事業年度）
第３５条　当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年を1期とする。
（事業計画及び収支予算）
第３６条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
（剰余金の分配の禁止）

第３７条　当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３８条　本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第３９条　当法人は次の事由によって解散する。

（１）社員総会の特別決議

（２）合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)

（３）破産手続開始の決定

（４）その他法令で求める事由

（残余財産）

第４０条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与する

第８章　附　則

（最初の事業年度）

第４１条　当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第４２条　当法人の設立時理事、設立時理事は次の通りとする。

設立理事　　下楠薗 康司

設立時代表理事　　入江 航

（設立時社員の氏名及び住所）

第４３条　設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

設立時社員

設立時社員

（法令の準拠）

第４４条　本定款に定のない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附則

１. 本定款は、令和2年12月7日に作成され、同日から施行する。

２. 令和3年10月13日一部変更

３. 令和7年8月26日一部変更

以上、本定款は当法人の現行の定款に相違ありません。

令和8年6月2日

佐賀県三養基郡基山町宮浦156-9
一般社団法人ここてらす
代表理事　入江　航